

第5号議案 公益法人改革への対応

公益法人改革への対応

土木学会の公益社団法人への移行認定申請については、平成21年10月に内閣府公益認定等委員会事務局（以下「内閣府」と略記）に申請を申し入れ、申請書類の事前確認を得た後、平成22年3月に申請を行ったところである。

この過程において、第95回通常総会（平成21年5月29日）にて議決頂いた「定款の変更の案」について、下表のとおり改正が必要となった。

条 項	改正内容	改正理由
4条11号	句点「。」を削除	他の号との統一のため
12条9号	「並びに理事会の決議により認められた事項」を削除	記載していると法人法上問題となりかねない運用が疑われ、かつ、削除しても実質問題ないとの内閣府指導を受けたため
13条2項2号	会員の請求による総会について、「6週間以内に招集」から「6週間以内に開催」に修正	法人法に照らし、招集ではなく開催とすることが必要との内閣府指導を受けたため
20条5項	「同法」を「法人法」に修正	引用元を明示していない不適切な略称だったため
21条5項	会長等が欠けたときに選定する代表理事の代表理事としての任期を、「選定後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまで」から「前任の会長等の代表理事としての残任期間」に修正	4月以降定時総会までの間に会長等が欠けたときに選定する代表理事の任期が前任者の残任期間より1年長くなる不適切な規定となっていたため
21条6項	理事のうち親族その他特殊の関係がある者の合計数を理事総数の3分の1以内に制限する規定を追加	租税特別措置法第40条の規定により、個人が学会に寄附をした場合において、一定の要件を満たし国税庁長官の承認を受けたときは、その譲渡所得等に係る所得税が非課税となるが、この承認を受けるため、学会が定款において規定しなければならない形式要件として必要との内閣府指導を受けたため
21条7項	監事について、相互に親族その他特殊の関係があってはならない旨の規定を追加	
43条	学会が保有株式に係る議決権を行使しない旨の規定を追加	
23条2項	「この学会」の「この」を削除	他の条項との統一のため
26条	理事及び監事に対する報酬等の基準を定める機関を「総会」から「理事会」に修正	理事及び監事に対し支給する報酬等の総額を総会において定めることとすれば、支給の基準については総会ではなく理事会で定めても良いこととされていることから、実務的に運用可能な方法に改めるため
28条4号	理事会の権限に、業務執行理事の選定を追加	第20条第5項で会長以外の全理事を業務執行理事とする旨定めてはいるが、法人法上、選任に係る理事会決議についても規定が必要との内閣府指導を受けたため
33条1項	基本財産についての規定中、「不可欠な特定の財産」の「特定の」を削除	基本財産としている土地は、認定法上の不可欠特定財産にあたらなことから、「特定の」を削除して任意の規定とする必要があるとの内閣府指導を受けたため
33条2項	「処分」を「処分又は担保の設定を」に修正	総会の権限、第12条第7号との統一のため
35条	事業計画及び収支予算の書類を明示	財務関係書類については、法改正等に伴う変更への追随性を考慮して細則で規定することとしていたが、定款での規定が好ましい旨の内閣府指導を受けたため
36条	事業報告及び決算の書類並びに一般閲覧に供するため備え置く書類を明示	
附則2項	公益社団法人移行後最初の会長（代表理事）として、次期会長の氏名を記入	公益社団法人移行の際、代表理事を含む登記が必要であり、移行と同時に代表理事を決定するには定款の変更の案（附則）に記載することが必要であるため

次頁以降に、「定款の変更の案 改正案」を示す。

## 定款の変更の案 改正案

定款の変更の案 (H21. 5. 29 第95回通常総会議決)	改正案 (下線部及び取消線部が現案に対する変更箇所)
<b>第1章 総則</b> (名称) <b>第1条</b> この法人は、公益社団法人土木学会（以下「学会」という。）と称する。 (事務所) <b>第2条</b> 学会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。 <b>2</b> 学会は、公益社団法人土木学会細則（以下「細則」という。）で定める地に支部を設ける。	<b>第1章 総則</b>  <変更なし>
<b>第2章 目的及び事業</b> (目的) <b>第3条</b> 学会は、土木工学の進歩及び土木事業の発達並びに土木技術者の資質の向上を図り、もって学術文化の進展と社会の発展に寄与することを目的とする。 (事業) <b>第4条</b> 学会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 土木工学に関する調査、研究 (2) 土木工学の発展に資する国際活動 (3) 土木工学に関する建議並びに諮問に対する答申 (4) 会誌その他土木工学に関する図書、印刷物の刊行 (5) 土木工学に関する研究発表会、講演会、講習会等の開催及び見学視察等の実施 (6) 土木工学に関する奨励、援助 (7) 土木工学に関する学術、技術の評価 (8) 土木技術者の資格付与と教育 (9) 土木に関する啓発及び広報活動 (10) 土木関係資料の収集・保管・公開及び土木図書館の運営 (11) その他目的を達成するために必要なこと。	<b>第2章 目的及び事業</b>  <変更なし>
<b>2</b> 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。	(11) その他目的を達成するために必要なこと。
<b>第3章 会員</b> (法人の構成員) <b>第5条</b> 学会の目的に賛同して入会した次の個人又は団体を会員とする。 (1) 正会員 1) 個人会員 次のいずれかに該当する者 ア 土木事業に関し、学識経験ある者 イ 土木工学専門の教育を受け、その業務に従事している者 ウ 前各号に準ずる者 2) 法人会員 建設業、建設コンサルタント、その他細則で定める土木に関連する業種の事業を行う法人 (2) 学生会員 土木工学に関する学科を修めるため大学、高等専門学校、高等学校及びこれらに準ずる学校に在学中の者 (3) 特別会員 正会員及び学生会員以外の個人又は団体 <b>2</b> 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。 (入会) <b>第6条</b> 会員として入会しようとする者は、細則で定めるところにより、入会手続きを行い、理事会の承認を受けなければならない。 (会費等) <b>第7条</b> 学会の事業活動に生じる費用に充てるため、会員は、細則で定めるところにより、会費を納入しなければならない。	<b>第3章 会員</b>  <変更なし>

定款の変更の案 (H21. 5. 29 第95回通常総会議決)	改正案 (下線部及び取消線部が現案に対する変更箇所)
<p>(退会) 第8条 会員は、退会届を提出することにより退会できる。</p> <p>(除名) 第9条 会員が学会の名誉を傷つけ又は学会の目的に反する行為をするに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。</p> <p>(会員資格の喪失) 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 (1) 第7条の支払義務を1年以上履行せず、理事会の決議によって退会したものとされたとき。 (2) 破産宣告を受けたとき。 (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。 (4) 当該個人会員が死亡し又は当該法人会員が解散したとき。 (5) 総正会員が同意したとき。</p> <p>第4章 総会</p>	<p>&lt;変更なし&gt;</p> <p>第4章 総会</p>
<p>(構成) 第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。 2 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。 3 前2項の総会をもって法人法上の社員総会とする。</p>	<p>&lt;変更なし&gt;</p>
<p>(権限) 第12条 総会は、次の事項について決議する。 (1) 会員の除名 (2) 理事及び監事の選任又は解任 (3) 理事及び監事の報酬等に係る規程 (4) 第36条に規定する決算について作成する書類の承認 (5) 定款の変更 (6) 長期借入の承認 (7) 基本財産の処分又は担保の設定 (8) 解散及び残余財産の処分 (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項並びに理事会の決議により認められた事項</p>	<p>&lt;変更なし&gt;</p> <p>(9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項並びに理事会の決議により認められた事項</p>
<p>(開催) 第13条 定時総会は、毎事業年度終了後の細則で定める時期に開催する。 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。 (1) 第20条第2項の規定による会長又は第21条第4項の規定による代表理事（以下、これらの会長及び代表理事を総称して「会長等」という。）が必要と認めたとき。 (2) 第14条第2項の請求があったとき。この場合、請求のあった日から6週間以内に招集しなければならない。</p>	<p>&lt;変更なし&gt;</p> <p>(2) 第14条第2項の請求があったとき。この場合、請求のあった日から6週間以内に開催しなければならない。</p>
<p>(招集) 第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長等が招集する。 2 総正会員の10分の1以上の正会員は、会長等に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。</p> <p>(議長) 第15条 総会の議長は、会長等がこれに当たる。</p> <p>(議決権) 第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。</p>	<p>&lt;変更なし&gt;</p>

定款の変更の案 (H21. 5.29 第95回通常総会議決)	改正案 (下線部及び取消線部が現案に対する変更箇所)
<p>(決議) 第17条 総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。ただし、出席できない正会員が、第18条の手続きに従って委任状を提出した場合は、当該正会員を出席者とみなす。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。 (1) 会員の除名 (2) 監事の解任 (3) 定款の変更 (4) 解散 (5) その他法令で定められた事項</p> <p>3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。</p> <p>(議決権の代理行使) 第18条 正会員は、他の正会員を代理人として総会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員は、あらかじめ、代理権を証明する書面として委任状を学会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。</p> <p>(議事録) 第19条 総会の議事録は、法令で定めるところにより、議長が作成し、議長及び議長が指名する出席者2名以上が記名押印する。</p>	<p>&lt;変更なし&gt;</p>
<p>第5章 役員</p>	<p>第5章 役員</p>
<p>(役員の設定) 第20条 学会に、次の役員を置く。 (1) 理事 25名以上30名以内 (2) 監事 2名以内</p> <p>2 理事のうち1名を会長とし、会長を法人法上の代表理事とする。</p> <p>3 会長以外の理事のうち5名以内を副会長とする。</p> <p>4 会長及び副会長以外の理事のうち1名を専務理事とする。</p> <p>5 会長等以外のすべての理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</p> <p>6 第21条第4項の規定により代表理事を選定した場合にあっては、第2項の規定は適用しない。</p>	<p>&lt;変更なし&gt;</p> <p>5 会長等以外のすべての理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</p> <p>&lt;変更なし&gt;</p>
<p>(役員を選任) 第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。</p> <p>2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p> <p>3 理事又は監事が欠けたときは、補欠を選任することができる。この場合、その選任については、第1項の規定を準用する。</p> <p>4 会長等が欠けたときは、第29条第2項の規定に従って理事会を開催し、理事会の決議によって理事の中から代表理事を選定する。</p> <p>5 前項の規定により選定した代表理事の、代表理事としての任期は、選定後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。</p>	<p>&lt;変更なし&gt;</p> <p>5 前項の規定により選定した代表理事の、代表理事としての任期は、<u>前任の会長等の代表理事としての残任期間</u>とする。</p> <p>6 <u>理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。</u></p>
<p>6 監事は、学会の理事又は使用人を兼ねることができない。</p>	<p>7 <u>監事には、学会の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び学会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。</u></p>

定款の変更の案 (H21. 5. 29 第95回通常総会議決)	改正案 (下線部及び取消線部が現案に対する変更箇所)
<p>(理事の職務及び権限)  <b>第22条</b> 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、次の各号のとおり、それぞれの職務を執行する。  (1) 会長等は、学会を代表し、会務を総理する。  (2) 副会長は、会長等を補佐する。  (3) 専務理事は、会長等及び副会長を補佐し、会務全般の円滑な運営を司るとともに、理事会から委任された事項の会務を処理する。  (4) 前各号以外の理事は、会長等、副会長を補佐し、理事会の決議によって会務を処理する。</p>	<p>&lt;変更なし&gt;</p>
<p>(監事の職務及び権限)  <b>第23条</b> 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p>	<p>&lt;変更なし&gt;</p>
<p><b>2</b> 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、<u>この</u>学会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p>	<p><b>2</b> 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、<del>この</del>学会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p>
<p>(役員任期)  <b>第24条</b> 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。</p>	<p>&lt;変更なし&gt;</p>
<p><b>2</b> 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。</p>	
<p><b>3</b> 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	
<p><b>4</b> 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p>	
<p>(役員解任)  <b>第25条</b> 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。</p>	
<p>(報酬等)  <b>第26条</b> 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、<u>総会</u>において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</p>	<p>(報酬等)  <b>第26条</b> 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、<u>理事会</u>において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</p>
<p><b>第6章 理事会</b></p>	<p><b>第6章 理事会</b></p>
<p>(構成)  <b>第27条</b> 学会に理事会を置く。  <b>2</b> 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p>	<p>&lt;変更なし&gt;</p>
<p>(権限)  <b>第28条</b> 理事会は、次の職務を行う。  (1) 総会の権限に属するものを除く、学会の業務執行の決定  (2) 総会の目的である事項の決定  (3) 理事の職務の執行の監督</p>	<p>&lt;変更なし&gt;</p>
<p>(4) 会長等、副会長<u>及び</u>専務理事の選定及び解職</p>	<p>(4) 会長等、副会長、<del>専務理事</del><u>及び業務執行理事</u>の選定及び解職</p>
<p>(招集)  <b>第29条</b> 理事会は、会長等が招集し、議長は会長等がこれに当たる。  <b>2</b> 会長等が欠けたとき又は会長等に事故があるときは、各理事が理事会を招集し、議長は招集した理事がこれに当たる。</p>	<p>&lt;変更なし&gt;</p>
<p>(開催)  <b>第30条</b> 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。</p>	

定款の変更の案 (H21. 5. 29 第95回通常総会議決)	改正案 (下線部及び取消線部が現案に対する変更箇所)
<p>(決議) 第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>	<p>&lt;変更なし&gt;</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</p>	
<p>(議事録) 第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。</p>	<p>&lt;変更なし&gt;</p>
<p>2 出席した会長等及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p>	
<p>第7章 資産及び会計</p>	<p>第7章 資産及び会計</p>
<p>(基本財産)</p>	<p>(基本財産)</p>
<p>第33条 別表の財産は、学会の目的である事業を行うために不可欠な<b>特定</b>の財産であり、学会の基本財産とする。</p>	<p>第33条 別表の財産は、学会の目的である事業を行うために不可欠な<del>特定</del>の財産であり、学会の基本財産とする。</p>
<p>2 前項の財産は、総会において別に定めるところにより、学会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会の議を経て、総会の承認を要する。</p>	<p>2 前項の財産は、総会において別に定めるところにより、学会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分<b>又は担保の設定</b>をするときは、あらかじめ理事会の議を経て、総会の承認を要する。</p>
<p>(事業年度)</p>	<p>&lt;変更なし&gt;</p>
<p>第34条 学会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p>	<p>&lt;変更なし&gt;</p>
<p>(事業計画及び収支予算)</p>	<p>(事業計画及び収支予算)</p>
<p>第35条 学会の<b>事業計画及び収支予算</b>については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長等が<b>細則で定める書類</b>を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを<b>変更</b>する場合も、同様とする。</p>	<p>第35条 学会の<b>事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類</b>については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長等が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを<b>変更</b>する場合も、同様とする。</p>
<p>2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p>	<p>&lt;変更なし&gt;</p>
<p>(事業報告及び決算)</p>	<p>(事業報告及び決算)</p>
<p>第36条 学会の事業報告及び決算については、<b>細則で定めるところにより</b>、毎事業年度終了後、会長等が書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時総会に提出し、<b>決算については承認を受け、事業報告についてはその内容を報告</b>しなければならない。</p>	<p>第36条 学会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長等が<b>次の各号の書類</b>を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、<u>定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号の書類については承認を受けなければならない。</u></p>
<p>(1) 事業報告書</p>	<p>(1) <u>事業報告書</u></p>
<p>(2) 事業報告の付属明細書</p>	<p>(2) <u>事業報告の付属明細書</u></p>
<p>(3) 貸借対照表</p>	<p>(3) <u>貸借対照表</u></p>
<p>(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)</p>	<p>(4) <u>損益計算書(正味財産増減計算書)</u></p>
<p>(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書</p>	<p>(5) <u>貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書</u></p>
<p>(6) 財産目録</p>	<p>(6) <u>財産目録</u></p>
<p>2 前項の書類のほか、<b>細則で定める</b>書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供する。</p>	<p>2 前項の書類のほか、<u>次の各号の書類</u>を主たる事務所に5年間備え置き、<u>一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員の名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</u></p>
<p>(1) 監査報告</p>	<p>(1) <u>監査報告</u></p>
<p>(2) 理事及び監事の名簿</p>	<p>(2) <u>理事及び監事の名簿</u></p>
<p>(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類</p>	<p>(3) <u>理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類</u></p>
<p>(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p>	<p>(4) <u>運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</u></p>
<p>(基金)</p>	<p>&lt;変更なし&gt;</p>
<p>第37条 学会は、法人法第131条に基づく基金を引き受ける者の募集をすることができる。</p>	<p>&lt;変更なし&gt;</p>
<p>2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。</p>	<p>&lt;変更なし&gt;</p>

定款の変更の案 (H21. 5. 29 第95回通常総会議決)	改正案 (下線部及び取消線部が現案に対する変更箇所)		
<p>3 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。</p>	<p>&lt;変更なし&gt;</p>		
<p><b>第8章 定款の変更及び解散</b></p>	<p><b>第8章 定款の変更及び解散</b></p>		
<p>(定款の変更)</p>	<p>&lt;変更なし&gt;</p>		
<p>第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。</p>	<p>&lt;変更なし&gt;</p>		
<p>(解散)</p>	<p>&lt;変更なし&gt;</p>		
<p>第39条 学会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。</p>	<p>&lt;変更なし&gt;</p>		
<p>(公益認定の取消し等に伴う贈与)</p>	<p>&lt;変更なし&gt;</p>		
<p>第40条 学会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により学会が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p>	<p>&lt;変更なし&gt;</p>		
<p>(残余財産の帰属)</p>	<p>&lt;変更なし&gt;</p>		
<p>第41条 学会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。</p>	<p>&lt;変更なし&gt;</p>		
<p><b>第9章 公告の方法</b></p>	<p><b>第9章 公告の方法</b></p>		
<p>(公告の方法)</p>	<p>&lt;変更なし&gt;</p>		
<p>第42条 学会の公告は、電子公告により行う。</p>	<p>&lt;変更なし&gt;</p>		
<p>2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。</p>	<p>&lt;変更なし&gt;</p>		
<p><b>第10章 補則</b></p>	<p><b>第10章 補則</b></p>		
<p>(事務局及び職員)</p>	<p><u>(保有株式に係る議決権)</u></p>		
<p>第43条 学会の会務を処理するため事務局を設け、有給の職員を置くことができる。</p>	<p><u>第43条 学会は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。</u></p>		
<p>(細則等の規定)</p>	<p>(事務局及び職員)</p>		
<p>第44条 この定款施行に必要な細則その他の規定については、理事会の決議により別に定める。</p>	<p>第44条 学会の会務を処理するため事務局を設け、有給の職員を置くことができる。</p>		
<p>第45条 この定款施行に必要な細則その他の規定については、理事会の決議により別に定める。</p>	<p>(細則等の規定)</p>		
<p><b>附 則</b></p>	<p><b>附 則</b></p>		
<p>1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p>	<p>&lt;変更なし&gt;</p>		
<p>2 学会の最初の会長は〇〇〇〇とする。</p>	<p>2 学会の最初の会長は <u>阪田 憲次</u> とする。</p>		
<p>3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p>	<p>&lt;変更なし&gt;</p>		
<p><b>別表 基本財産 (第33条関係)</b></p>	<p>&lt;変更なし&gt;</p>		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="159 1939 341 1971">土地</td> <td data-bbox="347 1939 791 2002">2582.65平米 東京都新宿区四谷1丁目無番地</td> </tr> </table>	土地	2582.65平米 東京都新宿区四谷1丁目無番地	<p>&lt;変更なし&gt;</p>
土地	2582.65平米 東京都新宿区四谷1丁目無番地		

